

令和2年度 CLTを活用した建築物への主な支援制度

各制度の概要は内閣官房ホームページ
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/index.html>)

CLT等木材利用への支援(幅広い用途で活用可能)

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
JAS構造材の利用	JAS構造材実証支援事業等	建築業者	CLTの調達費又は14万円/m ³ の低い方(上限3,000万円)	農林水産省 林野庁	(一社)全国木材組合連合会 03-6550-8540
先駆性・普及性のあるCLT活用	CLTを活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成:3/10以内(特に普及性や先駆性が高いもの:1/2以内)		(公財)日本住宅・木材技術センター 03-5653-7662
先導的な木造建築	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	地方公共団体、民間等	調査・設計費の1/2、建設工事費の15%(または掛増し分の1/2)(上限5億円)	国土交通省 住宅局	住宅局住宅生産課木造住宅振興室 03-5253-8512
断熱性の検証(住宅、工場以外)	木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業	地方公共団体、民間等	設計費、工事費、設備費、計測費の2/3(上限5億円)※継続事業のみ	環境省 地球環境局	(公財)北海道環境財団 011-206-1573

用途ごとの支援制度(CLT建築物にも活用可能)

施設の用途	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先	
地域材利用の公共建築	林業・木材産業成長産業化促進対策	地方公共団体、民間事業者等	木造化:建築工事費の15%(CLT等先進技術を活用するもの1/2以内)	農林水産省 林野庁	林野庁林政部木材利用課 03-6744-2626	
公立小中学校等	公立学校施設整備費負担金	地方公共団体	新增築:1/2	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 03-6734-2000	
公立幼稚園 (幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。)	学校施設環境改善交付金		改築、改修:1/3			
私立大学、大学院等専修学校	私立学校施設整備費補助金	学校法人等	新增築、改築、改修:1/3			
私立高等学校等			私立大学・大学院等の改築:1/2以内 等 専修学校の改修:1/2以内 等 私立高等学校の改築:1/3以内			
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)	学校法人	1/3以内等		初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714	
認定こども園(公立施設を除く)	認定こども園施設整備交付金	都道府県	施設整備費の1/2以内			
保育所等	保育所等整備交付金	地方公共団体(小規模保育事業所に限る)、社会福祉法人等	施設整備費の1/2(子育て安心プランに参加するなど要件を満たせば2/3)		子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 03-3595-2647	
介護施設	地域医療介護総合確保基金(介護分)	地方公共団体、民間事業者等	定額(施設種別により異なる) 地域密着型特別養護老人ホーム:1床当たり200~448万円、認知症高齢者グループホーム:1施設当たり1,500~3,360万円の範囲で都道府県が定める額	厚生労働省	各都道府県介護保険部局	
病院、医療施設	地域医療介護総合確保基金(医療分)	地方公共団体、医療法人等	都道府県において施設整備の補助率を決定			各都道府県医療担当部局
障害福祉施設等(公立施設を除く)	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4			障害福祉施設:障害福祉課 03-3595-2528 保護施設:社会・援護局保護課 03-3595-2613

参考資料

令和2(2020)年度 CLT公的助成制度 概要

令和2年11月1日現在

Table with columns for 区分, 主管庁, 制度名称, 内容, 対象, 補助率等, 条件, 施設の使用用途 (事務所, 工場, 店舗, 宿泊施設, 住宅, 学校, etc.), 窓口問合せ先, 公募情報等, 備考. It lists various CLT-related support programs and their details.

令和2(2020)年度 CLT公的助成制度 概要

令和2年11月1日現在

区分	主管 省庁	制度名称	概要				施設の使用用途													窓口 問合せ先	公募情報等	備考							
			内容	対象	補助率等	条件	民間建築物					公共建築物							その他										
							事務所	工場	店舗	宿泊施設	住宅	学校	こども園 幼稚園 保育園	福祉施設	病院 医療施設	公民館	社会 教育施設	庁舎					消防署 警察署	駅 空港	高速 道路SA 道の駅	実験棟			
CLT 建築物での 活用も 可能な 予算	文科 省	14 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築に係る経費の一部を補助。	学校法人	1/3以内等	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること。等	×	×	×	×	×	×	○ 私立	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714				
		15 認定こども園施設整備交付金	認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を補助。	地方公共団体(都道府県)	1/2以内	整備対象施設の設置主体は学校法人又は社会福祉法人であること。等	×	×	×	×	×	×	○ 私立	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714				
	厚 労 省	16 保育所等整備交付金	保育を必要とする乳幼児に対し、市町村が策定する市町村整備計画に基づいて実施される保育所等、認定こども園の保育所機能部分または小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に係る経費、防音壁整備、防犯対策強化に係る整備に要する経費の一部に交付金を交付する。	地方公共団体、社会福祉法人等	定額(1/2相当、2/3相当)	交付要綱のとおり	×	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設整備等業務室調整係 03-3595-2647	各市区町村の担当窓口にお問い合わせください。	対象施設は保育所、認定こども園等(公立施設を除く※小規模保育事業所は公立も対象)となります。詳細は交付要綱を参照のこと。	
		17 次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県・市区町村の整備計画に対して交付するもの。	地方公共団体、社会福祉法人等	定額(1/2相当、児童センターは1/3相当)	交付要綱のとおり	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設整備等業務室調整係 03-3595-2647	各市区町村の担当窓口にお問い合わせください。	対象施設は、公立施設、民間施設問いません。詳細は交付要綱を参照のこと。	
		18 地域医療介護総合確保基金(介護分)	介護施設・事業所等の整備に対して支援	地方公共団体、民間事業者等	定額(施設種別により異なる) 例:地域密着型特別養護老人ホームの場合、最大1床当たり440万円	介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画に基づき実施	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	各都道府県介護保険部局		施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮
		19 地域医療介護総合確保基金(医療分)	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステム」を推進し、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施。	地方公共団体、医療法人等	都道府県において設定	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	各都道府県医療担当部局	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	
	20 医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修等の研修環境の充実を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。	都道府県等	1/2、1/3	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること。等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省医療局地域医療計画課 03-3595-2194	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。		
	21 医療提供体制施設整備交付金	良質かつ適切な医療を効率的に提供するための確保を図ることを等目的とした診療機関等の施設整備を支援するもの。	都道府県等	0.33、0.5	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること。等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	厚生労働省医療局地域医療計画課 03-3595-2194	各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。		
	22 社会福祉施設等施設整備費補助金	障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	社会福祉法人等	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ ※公立 除く	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	○障害福祉関係施設について 厚生労働省障害福祉課 03-3595-2528 ○保護施設について 厚生労働省社会・援護局保護課 03-3595-2613		公立施設は対象外	